

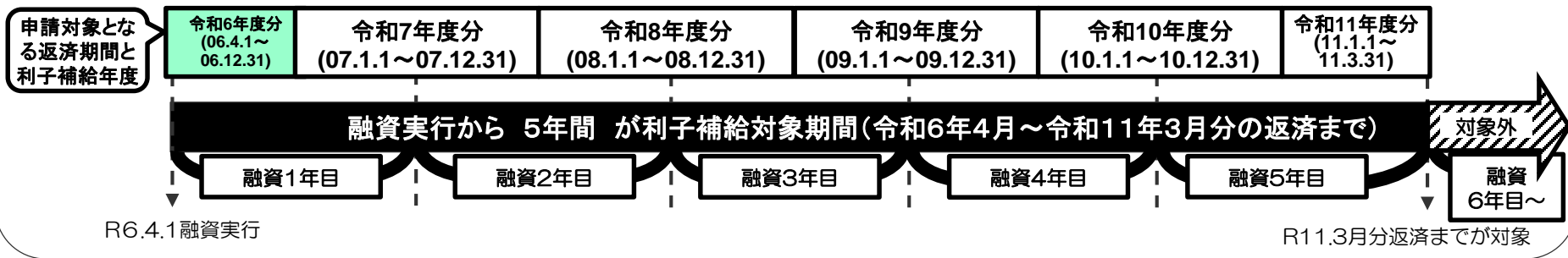
(1) 利子補給制度のポイント

- 原則として融資実行から5年以内に発生した利子が計算の対象
- 利子補給金は毎年1月1日～翌年12月31日の1年間(※)に支払った利子を対象に、1年に1度支給します。
例えば令和6年4月1日に融資が実行された場合は、令和6年4月1日～令和6年12月31日の間に支払った利子を対象として、令和6年度の利子補給時に支給します。

(2) 令和6年4月1日に融資が実行された場合の考え方

①一般的なケース

→令和6年4月1日～令和11年3月末までに支払った利子が対象となります



②市内での事業実績が1年未満のケース（令和6年4月1日付けで開業（法人設立登記）と仮定）

→市内での事業実績が1年経過した時点（令和7年4月1日）から利子補給資格要件を満たすため、利子補給は5年未満となります。

